

鳥取県立鳥取西高等学校教育振興基金規約

(名称)

第1条 本基金は「鳥取県立鳥取西高等学校教育振興基金」と称する。

(目的)

第2条 本基金は、本校の在校生が海外及び国内研修プログラム等に参加するための経済的支援及び当該事業への支援を目的とする。

(管理・運営)

第3条 本基金の管理・運営のため、鳥取県立鳥取西高等学校同窓会に事務局を置く。

(組織)

第4条 基金事務局の組織は次のとおりとし、以下の役職をもって充てることとする。

- 1 代 表 鳥取西高等学校同窓会長
- 2 副 代 表 鳥取西高等学校同窓会事務局長、鳥取西高等学校長
- 3 会計担当 鳥取西高等学校同窓会事務局職員

(活動内容)

第5条 本基金は、第2条の目的を達成するために、次の事業に拠出することとする。

- 1 グローバルリーダーの育成
- 2 高度な科学技術系人材の育成
- 3 その他

(収入)

第6条 本基金の活動に要する資金は、「寄附金」、「鳥取西高等学校グローバルリーダー育成基金」及び「鳥取県立鳥取西高等学校150周年記念事業」の残額及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第7条 本基金の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第8条 本基金の会計の事務処理に当たっては、鳥取県立鳥取西高等学校における県費外会計等取扱要綱によるものとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。